（４） その他

○ 保険税課税限度額の引き上げについて

１　趣旨

中間所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から高所得者層に負担を求めるため。

２　改正内容

	令和５年度	令和６年度
課税限度額(ア)＋(イ)＋(ウ)	１０４万円	**１０６万円**
（ア）　基礎課税分(据え置き)	６５万円	６５万円
（イ）　後期高齢者支援金等分	２２万円	**２４万円**
（ウ）　介護納付金分(据え置き)	１７万円	１７万円

３　改正時期（予定）

５月の臨時議会において市税条例の改正を行う予定

○ 低所得者に係る保険税軽減判定所得基準額の引き上げについて

１　趣旨

物価上昇の動向を踏まえ低所得者層の保険税を軽減するため。

２　改正内容

世帯人数に乗じる額の改正

	令和５年度 軽減判定所得	令和６年度 軽減判定所得
５割軽減	43 万円 ＋世帯人数×２９万円 ＋10 万円×(給与所得者等数−１)	43 万円 ＋世帯人数×**２９．５万円** ＋10 万円×(給与所得者等数−１)
２割軽減	43 万円 ＋世帯人数×５３．５万円 ＋10 万円×(給与所得者等数−１)	43 万円 ＋世帯人数×**５４．５万円** ＋10 万円×(給与所得者等数−１)

※　給与収入(夫のみ)で３人世帯の場合の軽減判定所得

５割軽減：130万円　　(収入197万1千円) ⇒ 131万5千円(収入199万5千円)

２割軽減：203万5千円(収入302万3千円) ⇒ 206万5千円(収入306万7千円)

３　改正時期（予定）

５月の臨時議会において市税条例の改正を行う予定

○　北海道の標準保険料率の統一に伴う保険税率改定の検討について

１　納付金制度について

平成 30 年度より国保財政の運営は、市町村単位から都道府県単位となり、道内の医療費などを全市町村で負担する納付金制度が導入された。

２　標準保険料率について

道は、納付金算定の際に各市町村の必要保険料総額を算定し、保険料率の標準的な水準を表す標準保険料率を提示する。

各市町村は、標準保険料率を参考に保険料(税)率を定める。

３　令和 12 年度の標準保険料率の統一について

道は、国の方針に基づき「道内のどこに住んでも同一の所得であれば保険料(税)が同じ」となるよう、令和 12 年度を目途に標準保険料率の統一を目指すこととなった。

このため、本市の保険税率を標準保険料率に改定していくことを検討する。

４　本市の保険税率改定の考え方について

下記５のとおり本市の保険税率と、道が算定した本市の標準保険料率に乖離があるため、急激な負担増とならないよう、令和７年度から段階的に改定したい。

なお、標準保険料率と乖離があることで生ずる保険税収入不足分については基金を取り崩し補うこととしたい。

５　本市の保険税率と道が算定した標準保険料率の比較

		本市の保険税率 令和６年度（a）	道が算定した本市の標準保険料率 令和６年度（b）	差 (b)－(a)
医療保険分	所得割	９．１０％	８．５５％	▲０．５５％
	平等割	２３，１００円	２７，８４０円	＋４，７４０円
	均等割	２３，１００円	２７，５０８円	＋４，４０８円
後期高齢者支援金分	所得割	２．８０％	２．７４％	▲０．０６％
	平等割	６，６００円	９，３１３円	＋２，７１３円
	均等割	６，６００円	９，２０２円	＋２，６０２円
介 護（40歳以上65歳未満）	所得割	２．３０％	１．９８％	▲０．３２％
	平等割	－	７，１４２円	＋７，１４２円
	均等割	１２，０００円	８，９７７円	▲３，０２３円

※令和 12 年度に統一される標準保険料率は現時点で未定

※所得割…加入者それぞれの所得に乗ずる税率、平等割…１世帯あたりの税額、
　均等割…加入者１人あたりの税額

６　今後の運営協議会のスケジュール

令和６年９月　　市から国保運営協議会へ税率改定（案）の提案

令和６年 12 月　　市から国保運営協議会へ諮問

令和７年２月　　国保運営協議会から市へ答申